概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月に〇保育園に雇用され、保育士として園児の保育業務に従事していた。 請求人は平成〇年〇月〇日、園長から卒園式で同僚と抱き合って別れを惜しんでいたことについて 約5分間怒鳴られ注意され、びっくりして放心状態となり動けなくなり、また、涙が止まらなくなった。 その後、数時間して園長が前に話したことをまた持ち出してきたため、その言葉に愕然としてパニックになり、呼吸が苦しくなり目を押さえ前のめりになっていた。また、感情がコントロールできなくなりこれらの症状が続いたことから〇病院に救急受診した。

休み明けに出勤しようとしたが職場近くで過呼吸となったため休むことになった。

このような症状が続いたことから、〇月〇日に〇クリニックを受診したところ、「抑うつ状態」と診断された。

請求人は本件疾病の発病は園長からの叱責など園長に対する不信感に起因したものであるとして監督署長に療養補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人に発病した疾病は業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとしてこれを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

卒園式当日の勤務終了後、園長に呼び出され密室の中で激しく怒鳴られ、その後、過呼吸・意識朦朧となり、救急車で運ばれた。病気になったのは園長のパワハラによるもので業務上の災害であることは明らかある。したがって、業務外と判断した監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に 発症したと認められる。
- 発病前おおむね6か月間の出来事として、請求人は、①「第三者評価日があり、調査員から園長 の事や人間関係の事を聞かれたが、言ったことがばれたらと思うと、本当の事は言えなかった。」、 ②「平成〇年〇月の職員会議で、生活発表会の実行委員長を任され、その大役にプレッシャーもあ りストレスも多少あった。」、③「平成〇年〇月〇日、パートが子供を強い口調で叱っていたので、 保育部屋から出て行くように注意したところ、権限外の指示をしたとして、主任及び園長から注意 を受けた。また、園長に脅迫まがいなことも言われた。」、④「平成〇年〇月〇日、トイレの改装 工事の話が突然あり、事前に相談がなく信じられない気持ちだった。工事期間中、部屋を移動して の保育の段取りや子供の変化、保護者対応など、いつもとは違う緊張感を強いられた。」、⑤「平 成〇年〇月〇日、園長から呼び出され、『相棒の保育士とうまくいってないと聞いたので4月から はパートとペアになる。相棒はパートだからといって勝手に保育を進めず、2人で話し合ってやっ てもらいたい。』というような事を言われ、人から聞いた話だけで説教されて、よほど信用されて いないと思い、とてもショックだった」、⑥「〇月〇日の卒園式で、仲のよかった同僚と抱き合っ たことについて、園長から約5分間、怒鳴り散らされて放心状態で動けなくなった。」「園長が『他 に回避する方法はなかったんかなあ。』と1時間以上も前に話したことをまた持ち出してきて愕然 とした。この言葉を聞いてパニックになっていった。」と申し立てている。請求人が申し立てる出 来事の①については、心理的負荷のある具体的な事実は確認されない。②については、実行委員長 に請求人ほどの経験のある職員がなることは慣例的によくあり、作業も事務的なことが多く、実行委 員会で特にトラブルも認められないことから心理的負荷が認められる出来事はなく、通常業務にと どまるものであるため、心理的負荷のある出来事として評価できない。④については、工事によっ て保育場所の移動が必要になる請求人に対して、工事開始21日前の会議で説明されており、工事の 期間中、実際に保育業務に支障が出た事実は確認されないことから、心理的負荷のある出来事とし て評価できない。

その他の出来事を職場における心理的負荷評価表に当てはめると、③について、関係者の聴取内

容などから、請求人がパートに対して権限外の指示をしたことより主任及び園長から注意を受けたことが確認されることから、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「 Π 」である。⑤について、関係者の聴取内容などから、事実が確認されるため、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」が類推適用され、平均的な心理的負荷の強度は「 Π 」である。⑥について、関係者の聴取内容などから、卒園式で請求人が同僚と抱き合ったことについて、主任から注意を受けた後、園長から呼び出しがあり指導があったことが確認されることから、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「 Π 」である。次に、心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、③⑤⑥について、主任及び園長からの注意は、「園長は熱くなると大きめの声を出すことがある」との関係者の申述があること等から、指導を与えた際に請求人に心理的負荷があった蓋然性が高いと考えられるが、通常の業務指導の範囲内であると考えられ、心理的負荷の強度は「 Π 」に修正した。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、出来事後の業務にかかる、仕事の量、仕事の質・責任、仕事の裁量性の欠如、職場の物的、人的環境の変化等の視点については、出来事以前と変更された事実は確認されず、また、平成〇年〇月〇日のパート職員とのトラブルについては、保育園を運営する立場として、園長が請求人に対して注意や指導を行ったものであり、出来事に伴う問題、変化への対処等として特段評価すべき点は認めらないことから、心理的負荷は「相当程度過重」には至らない。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

会生活上に支障をきたすような問題は確認されない。

- (3) 業務以外の出来事は、調査結果からは認められない。 個体側要因については、性格傾向に関して、特段の偏りは認められず、精神障害の既往症等、社
- (4) 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、請求人に発病した精 神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に 発症したと認められる。
- (2) 発症前おおむね6ヶ月間の当該精神障害の発症に関与したと考えられる出来事について請求人は原処分庁の意見にあるとおり6項目(①から⑥)にわたる具体的出来事を申し立てており、各申し立てについて検討すると、出来事の①②④については心理的負荷のある出来事として評価できない。その他の出来事を判断指針の具体的出来事に当てはめれば、③⑤⑥について、事実が確認されることから、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」が類推適用され、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

次に、出来事を心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、いずれの出来事も主任及 び園長から多少厳しい口調で注意や指導がなされたと伺えるが、通常の業務指導として許容される 範囲内にとどまるものと判断できるため、心理的負荷の強度は「I」に修正するのが妥当である。

さらに、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点について検討すると、発病前6か月間において恒常的な時間外労働時間は認められず、出来事後の請求人の業務にかかる、仕事の量、仕事の質・責任、仕事の裁量性の欠如、職場の物的、人的環境の変化等の視点については、出来事以前と変更された事実は確認されず、また、パート職員とのトラブルについては、請求人の言動を原因とした同僚とのトラブルについて、園を運営する立場として、請求人に対して注意や指導を行ったものであり、出来事に伴う問題、変化への対処等として特段評価すべき点は認めらないことから、心理的負荷は「相当程度過重」には至らない。

以上より、本件の心理的負荷の強度はそれぞれ「I」と判断され、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点の心理的負荷は「相当程度過重」と認められず総合評価は「弱」とするのが妥当と判断する。

- (3) 業務以外の要因について調査の範囲において評価すべきものは確認できない。 また、個体側要因も問題は認められない。
- (4) 以上のことから、本件の業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」と評価し、業務外とするのが妥当と判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。